



平成 29 年 4 月 20 日

各 位

会社名 大崎電気工業株式会社
代表者名 取締役会長 渡辺 佳英
コード番号 6644 東証第1部
問合せ先 常務取締役管理本部長 根本 和郎
(TEL. 03-3443-9131)

単元株式数の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 4 月 20 日開催の取締役会において、会社法第 195 条第 1 項の規定に基づき、単元株式数の変更及び定款の一部変更について決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更について

(1) 変更の理由

投資家の皆様にとって、より投資しやすい環境を整備し、当社株式の流動性の向上及び投資家層の拡大を図るとともに、全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、単元株式数の引き下げを行うものです。

(2) 変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成 29 年 8 月 1 日 (火)

(ご参考) 平成 29 年 8 月 1 日 (火) をもって、東京証券取引所における売買単位も 1,000 株から 100 株に変更されることとなります。

2. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

上記単元株式数の変更に伴うものであります。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現行定款	変更後
(単元株式数) 第 7 条 当社の単元株式数は、 <u>1,000 株</u> とする。 (新設)	(単元株式数) 第 7 条 当社の単元株式数は、 <u>100 株</u> とする。 <u>附則</u> <u>第 7 条の変更は、平成 29 年 8 月 1 日から効力を生じるものとし、本附則は効力発生日をもってこれを削除する。</u>

(3) 変更の効力発生日

平成 29 年 8 月 1 日 (火)

以上